

定款第7条に定める入会金及び会費

(単位：千円)

会 員		入会金	年会費	ステーション 拠出金	
市 町 村	訪問 看護	ステーション 設置市町村	100	1 箇所 700	1 箇所 3,000
		サブステーション 設置市町村	100	700	1,500
		ステーション・ サブステーションを 設置しない市町村	100	700	750
	リハビリテーション支援	100	100	-	
北海道		7,000	3,000	-	
札幌市		4,000	1 箇所 700	-	
北海道医師会		5,000	1,000	-	
北海道看護協会		4,000	300	-	
北海道歯科医師会		3,000	700	-	
北海道薬剤師会		2,000	500	-	
北海道理学療法士会		100	100	-	
北海道作業療法士会		100	100	-	

注1) 訪問看護ステーションとリハビリテーション支援の両事業を行う場合は、重ねて徴収しない。

注2) ステーションを設置しない市町村がステーションを設置する、又はサブステーションをステーションに変更する場合のステーション拠出金は差額分の徴収とする。

注3) 既納の入会金、拠出金及び会費は返還しない。(定款第7条第2項)